

ネーミングライツ導入に関する ガイドライン

目次

1	目的	1
2	ネーミングライツの概要	1
3	対象施設	1
4	ネーミングライツ導入の手続き	1
5	ネーミングライツ料	2
6	契約期間	2
7	愛称付与の条件	2
8	ネーミングライツパートナーメリット	2
9	ネーミングライツパートナーの募集方法等	2
10	応募	3
11	審査及び契約	3
12	ネーミングライツパートナーの公表	4
13	費用負担	4
14	契約の解除	5
15	契約期間の満了	5
16	指定管理者制度、PPP／PFI手法導入施設にかかる留意点	5
【別紙1】ネーミングライツ導入手続きフロー図		6
【別紙2】応募申請書		7
【別紙3】審査項目及び審査のポイント		8

1 目的

このガイドラインは、豊橋市広告掲載要綱に基づき、公共施設に対するネーミングライツ制度の適正な運用を図るため基本的な取扱いをまとめたものです。

ネーミングライツ制度の目的は、市の新たな財源を確保し、施設の良好な管理運営の維持につなげるとともに、民間事業者等の広告活動の機会を創出し、施設の魅力向上や地域活性化を図ることです。

2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、愛称を付与する権利及びこれに付帯する諸権利等をいいます。市と民間事業者等の契約により、市の保有する公共施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与させる代わりに、スポンサーいわゆるネーミングライツを取得した民間事業者等（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価を得ることにより、本市の新たな財源を確保し、施設の管理運営等に役立てるものです。

なお、ネーミングライツ導入後は、市はホームページや広報印刷物などにおいて愛称を使用しますが、条例上の施設名称については変更しないため、必要な場合は愛称ではなく施設名称を使用するものとします。

また、ネーミングライツの付与は、施設の所有権、経営権等に影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとします。

3 対象施設

ネーミングライツを導入する対象については、スポーツ施設、文化施設、道路、公園など市が設置している公の施設、及びその施設の部屋などのうち、ネーミングライツ導入により広告効果が見込め、かつ、管理運営上で支障がないとして市が選定した施設等（以下、「対象施設」という。）を対象とします。

ただし、市庁舎や消防庁舎、学校、病院、史跡、文化財など、市民生活に混乱を招くおそれや、公平性・中立性を損なうとの誤解を受けるおそれがあるもののほか、施設名称の設定に特段の経緯があったものなど、愛称の付与が適当でないと判断する施設は対象外とします。

なお、PPP／PFI手法導入施設のうち、管理運営団体に運営権を設定し、ネーミングライツ導入に関しても管理運営団体に付与する施設における導入手続きについては、本ガイドラインの適用対象外とします。この場合、ネーミングライツ導入に関する諸条件については、予め市が示す運営事業に関する要求水準書等によることとし、市と協議したうえで実施するものとします。

4 ネーミングライツ導入の手続き

- ① 対象施設の選定
- ② ネーミングライツ料など導入条件の設定
- ③ （指定管理者、PFI事業の意見聴取）
- ④ ネーミングライツパートナーの募集
- ⑤ 審査（優先交渉権者の選定に係る審査）
- ⑥ 優先交渉権者の選定
- ⑦ 優先交渉権者と愛称案等の公表
- ⑧ ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結
- ⑨ ネーミングライツパートナー、愛称等の公表
- ⑩ 愛称の使用開始

〔留意事項〕

- ・ 導入手続きフロー図は【別紙1】のとおり。

5 ネーミングライツ料

市は、施設管理運営に要する経費、施設の規模、利用者数、イベント開催数、類似施設との比較など総合的に判断して、対象施設ごとに応募の対価となる希望金額を設定します。

6 契約期間

原則5年以上とし、対象施設の性格等に応じて希望期間を設定します。

7 愛称付与の条件

対象施設に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の一般的な呼称として使用できるものとします。

市民に親しまれ、かつ施設のイメージアップに繋げる愛称を付与するため、審査委員会において審査を行い、市民や施設利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称とします。

市はホームページやイベント開催時の広報印刷物などにおいて、積極的に愛称を使用しますが、条例上の施設名称については変更をしないため、議案などにおいては愛称ではなく施設名称を使用します。また、市民や施設利用者の混乱を避けるため、愛称が定着する当分の間、施設名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。

なお、利用者の混乱を避けるため、原則、契約期間内の愛称変更はできないものとし、豊橋市広告掲載要綱第3条3項及び4項に該当するものや、愛称として使用することが適当でないと認められるものはネーミングライツの対象外とします。

8 ネーミングライツパートナーメリット

ネーミングライツパートナーにメリットを付与する場合は、対象施設ごとに、設置目的や関連法令の規定等を踏まえ選定します。詳細については、ネーミングライツパートナーとの協議・調整を行ったうえで適切に運用することとします。

ネーミングライツパートナーメリットの例としては、以下のものがあります。

- ① 標識類や施設看板等への愛称の標示
- ② 施設パンフレット等への愛称記載
- ③ 広報媒体やホームページ等による広報
- ④ 関係機関への愛称使用の周知、働きかけ
- ⑤ その他（施設の設置目的や関連法令等の範囲内のもの）

9 ネーミングライツパートナーの募集方法等

(1) 募集方法

募集は原則として公募により行うものとし、市のホームページなどの掲載により直接募集するほか、広告代理店を通じた募集等もできるものとします。

(2) 応募資格

応募資格を有する者は法人格を有する団体とします。

ただし、次の事項に該当する場合は、応募することができません。

- ① 公序良俗に反する事業を行う団体
- ② 政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体
- ④ 豊橋市広告掲載基準第2条に規定する業種又は事業者
- ⑤ その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体

(3) 費用負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項

募集時には、必要な事項を記載した募集要項を作成します。募集要項に記載する主な事項は、次のとおりです。募集要項では、応募方法や審査方法などをあらかじめ公表することで、ネーミングライツパートナーの決定過程の透明性の確保に努めることとします。

- ① 募集目的について
- ② 対象施設（名称、所在地、設置目的、施設の概要）について
- ③ 募集概要（愛称の範囲、ネーミングライツ料希望金額、契約希望期間、ネーミングライツパートナーメリット、応募資格、名称変更に伴う費用負担、留意事項）について
- ④ 応募方法（募集期間、質問事項の受付、応募手段）について
- ⑤ 審査方法について
- ⑥ 契約について
- ⑦ 関連法令遵守について（景観法、屋外広告物法など）
- ⑧ その他（愛称の周知、指定管理者やPPP／PFI事業者との協議など）
- ⑨ 申し込み先・問い合わせ先

(5) 募集期間

募集期間は、応募者にとって十分な検討期間と、多くの団体が応募できるよう周知期間を確保するため、原則として30日以上とします。

(6) 応募がなかった場合の取り扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直したうえで再度募集を実施するか、募集を取りやめることとします。

10 応募

- (1) 応募に際しては、原則【別紙2】を用いるものとし、内容として次の事項が含まれているものとします。

なお、応募内容は豊橋市広告掲載要綱及び豊橋市広告掲載基準を遵守するものとします。

- ① 応募する団体の名称、代表者名、所在地
- ② 応募の趣旨
- ③ 愛称案
- ④ 契約提案期間
- ⑤ ネーミングライツ提案金額
- ⑥ 施設の魅力向上、地域貢献・地域活性化につながる提案
- ⑦ 希望するネーミングライツパートナーメリット
- ⑧ その他

- (2) 市は審査等の必要に応じ、応募者に登記事項証明書や決算書類等の提出を求めることができるものとします。

11 審査及び契約

ネーミングライツの導入に際し、関係部局の職員からなる審査委員会を設置します。審査委員会では、次の事項について審査を行います。なお、審査の過程で必要に応じて応募者と修正協議を行う場合があります。審査項目および審査のポイントについては【別紙3】のとおりとし、審査委員会はこれらを総合的に評価します。

(1) 優先交渉権者の選定

対象施設ごとに定めた審査基準に基づき、応募者のうちネーミングライツパートナーとしての適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体（以下、「優先交渉権者」とい

う。)を選定します。審査の過程においては、必要に応じヒアリングを行い、修正協議の実施や追加資料の提出を求めることがあります。

なお、応募者が1者の場合についても、審査委員会を設置し審査基準に基づき審査し選定することとします。

(2) 優先交渉権者の公表

優先交渉権者を選定したのちに、応募団体名、愛称案、金額を市のホームページなどにより公表することとします。

(3) ネーミングライツパートナーの決定

優先交渉権者の公表後、優先交渉権者と詳細な協議・調整を行ったうえで合意に至った場合は、優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、契約の締結を行います。また、その過程で必要に応じて審査委員会を開催することができるものとします。

なお、市が合意の可能性がないと判断した場合は、次点者との協議の実施、又は導入の中止をすることとし公表することとします。

1 2 ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーとの契約締結後、以下の内容などについて、すみやかに市のホームページなどにより公表することとします。

- ① 施設名
- ② ネーミングライツパートナーの名称
- ③ 施設の愛称
- ④ 契約期間
- ⑤ ネーミングライツ料
- ⑥ ネーミングライツパートナー応募趣旨
- ⑦ ネーミングライツに伴う地域貢献等の提案内容 など

1 3 費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次の表によるものとします。なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めることとします。

区 分	市	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更（注1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更（注2）	○	

（注1）敷地内外の看板等の変更箇所は募集要項等で指定することとしますが、指定箇所以外についても市や関係機関と協議のうえ変更を行うことができることとします。

（注2）残部数や切り替え時期などを考慮し、時期等について協議のうえ決定することとします。

1 4 契約の解除

ネーミングライツパートナー契約締結後に応募資格を欠くことが判明した場合、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、又はネーミングライツパートナーの事情・瑕疵により当該施設の愛称の維持が困難な場合には、市は契約期間満了を待たず契約を解除できることとします。その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担することとします。

1 5 契約期間の満了

市は、契約期間満了までに、当該施設についてネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツの契約更新施設においては、現ネーミングライツパートナーと優先的に交渉（優先交渉権者）することができるものとし、審査を経て決定することとします。

1 6 指定管理者制度、PPP／PFI手法導入施設にかかる留意点

施設が指定管理者制度、PPP／PFI手法導入施設の場合は、各制度等の趣旨を鑑みながら、管理運営団体の不利益とならないよう、次のような観点に留意することとします。

(1) 意見聴取

ネーミングライツの導入にあたっては、管理運営上の支障の有無などに関して管理運営団体から意見や要望を聴取したうえ、導入の可否を決定することとします。

(2) 導入時期及び契約期間

管理運営団体との指定又は契約期間を考慮し、ネーミングライツに関して適切な導入時期や契約期間の設定をすることとします。

(3) 応募制限

指定管理者制度導入施設において、指定管理者と競合する民間団体等、施設の管理運営に支障をきたす可能性がある場合、または施設の性格等により市が応募対象を制限することが必要と判断する場合は、募集要項にてその旨を明示します。

(4) 費用負担

「1 3 費用負担」により市の負担と定めているもののうち、管理運営団体が担う業務がある場合は、管理運営団体による実施とする。

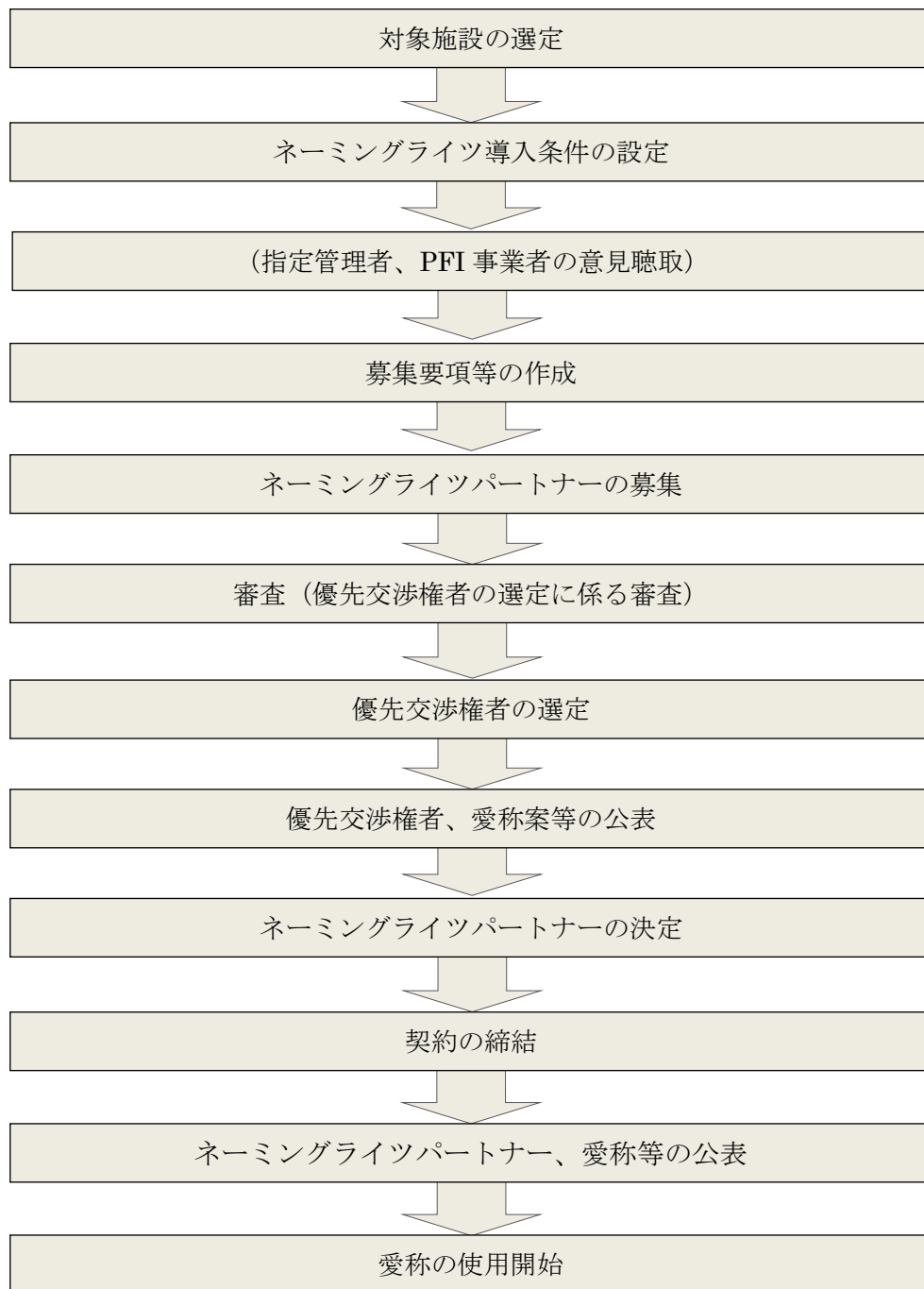
なお、管理運営団体がネーミングライツパートナーを兼ねる場合におけるネーミングライツ料については、原則、管理運営経費とみなさないこととします。

また、管理運営団体とネーミングライツパートナーが異なる場合で、「1 3 費用負担」に定める以外に、ネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用負担については、ネーミングライツパートナー、管理運営団体及び市の3者の協議により決定することとします。

(5) その他

ネーミングライツが導入された場合においては、ネーミングライツパートナー、管理運営団体及び市の3者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するために、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。

ネーミングライツ導入手続きフロー図



【別紙 2】

年 月 日

豊橋市長 様

所 在 地 :

団 体 名 :

代表者職氏名 :

豊橋市ネーミングライツ応募申請書

〇〇募集要項に基づき、下記のとおりネーミングライツについて応募します。

記

〇 対象施設名	
1 応募する団体	名 称 : 代表者 : 所在地 : (登記簿上の本店所在地)
2 応募趣旨	
3 愛称案 (フリガナ) (ロゴや表示イメージなどがある場合は別紙)	
4 契約提案期間	年 月 日から 年 月 日まで 年間
5 ネーミングライツ提案金額	【 年 額 円】 【〇年間 合計 円】
6 施設の魅力向上や、地域貢献・ 地域活性化につながる提案	
7 希望するネーミングライツ パートナーメリット	
8 その他	

☐ 豊橋市が市税納付状況調査等必要な調査を行うことに同意します。

(連絡先) 団 体 名 :

部 署 名 :

担当者氏名 :

電 話 番 号 :

e - m a i l :

審査項目及び審査のポイント

① 応募団体

【ポイント】

- ・応募資格にあてはまるか
- ・経営は健全か、過去の社会貢献活動
- ・応募趣旨が本市のネーミングライツの目的に沿っているか など

② 愛称案

【ポイント】

- ・市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか
- ・施設イメージとの整合、施設の管理運営に支障が生じないか など

③ 契約提案期間

【ポイント】

- ・長期間に亘り同じ愛称が継続するか

④ ネーミングライツ提案金額

【ポイント】

- ・応募金額が希望金額以上か

⑤ 施設の魅力向上、地域貢献・地域活性化につながる提案

【ポイント】

- ・導入施設にふさわしい内容か
- ・実現可能な内容か
- ・市などの関係機関が対応可能な内容か など

⑥ その他、審査において必要な事項

令和6年3月22日 制定
令和7年3月27日 改訂
令和7年4月 1日 公表

ネーミングライツ導入に関するガイドライン

発行 豊橋市財務部資産経営課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話(0532)51-2193

E-mail shisankeiei@city.toyohashi.lg.jp
